

**津山市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務
企画提案募集要項**

1 趣旨

津山市では、市民サービスの向上、窓口業務の効率化、地域経済の活性化及び本市の経費節減を目的として、津山市役所本庁舎1階に、広告付き窓口番号案内システム（以下、「システム」という。）を設置し運用していただける事業者（以下、「設置事業者」という。）を募集します。

2 事業を行う施設の名称、設置場所

(1) 施設の所在地及び名称

津山市山北520番地 津山市役所本庁舎

(2) 設置場所

津山市役所本庁舎1階 市民窓口課・医療保険課・市民ホール
(別添「仕様書」参照)

(3) 参考事項

津山市役所本庁舎取扱事務件数（令和2年度実績）

○市民窓口課

証明書交付関係 約69,000件

マイナンバー交付 約12,000件

電子用証明書 約15,000件

○医療保険課

国民健康保険 約15,000件

後期高齢者医療保険 約6,000件

○津山市人口（令和3年4月1日現在）

99,315人

※上記データは、あくまでも参考として提示したものであり、来庁者数を保証するものではありません。

3 提案条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

システムの設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、津山市が設置事業者に対して、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

(2) 提案内容、費用負担等

別添「仕様書」を参考に、システムの具体的な設置予定機材等(設置台数・方法等)を提案してください。

システムの設置、システム稼働に係る消耗品(発券番号札、クリアファイル等)の調達、広告映像の制作、行政情報映像の制作、維持管理、撤去等に要する費用は、設置事業者の負担となります。

※具体的な設置位置・方法等の詳細については、設置事業者からの提案に基づき、協議の上で決定します。

(3) システムの設置期間

① 令和3年10月から令和8年9月30日まで

② 本市又は設置事業者いずれかより①の期間満了の3か月前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から1年ごとに自動更新するものとする。期間の満了を待たずに、システムを撤去する場合は、本市又は設置事業者は撤去日の3か月前までに書面により申し出なければならない。

(4) システムの運用開始日

令和3年10月上旬から運用を開始するものとします。

(5) 仕様等

別添「仕様書」のとおり。

(6) 提案価格

広告の掲載料及び行政財産使用料の金額（以下、「提案価格」という。）は、本企画提案において最適な者として選定した者の提案した価格とし、協定書に基づき、本市に毎年度納めていただきます。ただし、令和3年度及び令和8年度は、提案価格の2分の1の額とします。提案価格は年額（消費税及び地方消費税を含む。）とし、金額1円以上を価格提案書【様式3】により提案してください。

また、掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、返還及び免除はしません。なお、システムに係る電気料金については、別途設置事業者の負担となりますので、提案価格には含めないでください。

(7) 企画提案書

企画提案書は、P7【表 審査項目と審査内容及び配点】の審査内容に沿ったものを作成してください。

また、以下の項目については、必ず記載してください。

- ① 総放映時間に占める市政情報の時間の割合（「〇〇%」で表示）
- ② 保守管理の要員体制、機材の定期点検をどの程度の頻度で行うか、故障等時に現地到着までに要する時間（「約〇時間」で表示）

4 応募資格

この事業に応募できるのは、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1条。以下、「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名留保（以下、「指名停止等」という。）の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。
- (3) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (5) 設置にあたり、津山市の業務担当職員との打ち合わせが可能で、業務開始（令和3年10月上旬予定）までの設置が可能なこと。

5 募集に関する質問の受付

募集内容に関して質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。

(1) 質問書受付期間

令和3年6月3日(木)から令和3年6月11日(金)午後5時まで

(2) 質問書提出先

津山市山北520番地

津山市役所 6階 財産活用課

(3) 質問書提出方法

質問書【様式5】により、持参又はファックス・電子メールで提出してください。

電話や口頭での質問は受け付けません。ただし、ファックス・電子メールで質問書を提出する場合は、送信後、電話連絡による受信確認を行ってください。

(4) 質問回答方法

令和3年6月18日(金)午後5時までに、津山市のホームページに、回答を掲載します。

※ホームページアドレス

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/business/index2.php?id=8344>

(5) 質問に関する留意事項

質問への回答内容は、本募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものですので、必ず内容を確認してください。設置事業者の選定後、仕様等についての不知又は不明等を理由として異議を申し立てることはできません。

6 応募方法等

(1) 応募受付期間

令和3年6月3日（木）から令和3年6月25日（金）午後5時まで

(2) 応募書類提出先

津山市山北520番地 津山市役所6階 財産活用課

(3) 応募書類提出方法

応募書類の提出方法は持参又は郵送とします。なお、提出期限を過ぎて到着、持参したものについては受けません。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、上記の期限内の必着とします。消印有効ではありませんので、ご注意ください。

(4) 提出書類

① 申込書【様式1】

② 応募に係る誓約書【様式2】

③ 価格提案書【様式3】

④ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書【様式4】

⑤ 法人の履歴事項証明書（謄本）

⑥ 法人の国税の納税証明書の写し

⑦ 法人の岡山県税の納税証明書の写し

⑧ 法人（又は受任者がいる場合は受任者）の本社所在地及び津山市の市町村税完納証明書（滞納無証明書）

※⑤～⑧については、受付日において発行後3か月以内のものに限る。

⑨ 直近2年間の財務諸表の写し

⑩ 企画提案書（任意様式 A4サイズ 10ページ以内）

⑪ 会社概要（パンフレット等）

(5) 応募に関する留意事項

ア 津山市公有財産取扱規則、津山市広告掲載要綱、津山市広告掲載基準、本募集要項及び仕様書の内容を承諾のうえで、応募してください。

イ 提出書類のうち「⑩ 企画提案書」については、A4サイズ（10ページ以内）、左綴じとし、ページ番号を付してください。

ウ 「⑩ 企画提案書」及び「⑪ 会社概要（パンフレット等）」の提出部数は8部とします。

- エ 提出された書類の修正又は変更は認めません。
(ただし、津山市から指示があった場合は除きます。)
- オ 提出された書類は返却しません。
- カ 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担となります。

7 選定等

- (1) 選定にあたっては、津山市職員からなる「津山市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、ご提出いただいた書類等に基づき、提案価格と、企画内容を総合的に評価して、最高得点となった1事業者を設置事業者として選定します。
- (2) 選定委員会における審査は、後述する「表 審査項目と審査内容及び配点」により実施します。
- (3) 応募者からのプレゼンテーションを受け、必要に応じてヒアリングを実施します。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行い、説明者は3名までとします。プレゼンテーションは、企画提案書類等に基づいて行い、パソコンやプロジェクタ等の機材を使用する場合には、事前にその旨を事務局に申し出てください。プレゼンテーションは、制限時間を厳守して行いますので、提出した企画提案書の内容について、正確かつ端的に説明してください。
応募者からのプレゼンテーション時間は15分以内(厳守)、審査員からのヒアリング及び応答時間は15分以内とします。
- (4) 応募書類に重大な不備等がある場合は、当該提案について審査を行わない場合があります。
- (5) 応募者が1事業者であっても、本企画提案は成立するものとします。また、審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合及び評価点が60点に満たない場合は、設置事業者なしとする場合があります。
- (6) 審査結果は、応募者それぞれに、書面で通知します。(令和3年7月上旬)
また、津山市ホームページで公表します。ただし、結果のみを公表することとし、審査の経緯についての公表は行いません。
- (7) 審査基準は、次の表のとおりです。本審査基準に基づき、審査を実施しますので、プレゼンテーションは審査内容に沿ったものとしてください。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、令和3年7月2日(金)プレゼンテーション審査を、WEB会議システム「ZOOM」(以下、「ZOOM」という。)で実施する場合があります。また、ZOOMでのプレゼンテーション審査を希望する場合は、申込書【様式1】に、その旨を示してください。

【表 審査項目と審査内容及び配点】

審査項目	審査基準	配点
サービス・機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入の目的に沿っているか、また、仕様書等の内容を十分に理解し、要求を満たした提案となっているか。 ・機器の台数等は仕様に掲げる要求を満たすことが可能な構成となっているか。 ・機器の設置に当たり、機器の構造・配置・設置方法は適切であり、転倒・落下・衝突防止対策等安全性に配慮されているか。 	15点
デザイン・操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・画面等のサイズ・レイアウトやデザインが来庁者にとって、わかりやすく適切であるか。 ・職員にとって使いやすく、窓口業務の効率化が図れるか。 ・わかりやすいマニュアルを整備する予定であり、職員への説明会が予定されているか。 	15点
広告募集等・市政情報	<ul style="list-style-type: none"> ・広告主の継続した確保ができ、津山市広告掲載基準を遵守し、また基準にそぐわない場合の対応体制はできているか。 ・総放映時間に占める市政情報の時間割合はどうか。 	10点
創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行にあたって、事業者独自の独創性、創意工夫点が認められるか。 	10点
類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間の、類似業務実績はあるか。 	10点
保守管理・緊急時対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保守管理の要員体制、機材の定期点検をどの程度の頻度で行うか、故障等時に現地到着までにどの程度の時間を要するか。 ・職員や来庁者等からの問い合わせ等に対する対応体制が整備されているか。 	10点
提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・本市へ納付する提案価格により収入確保の効果があるか。 	30点
合 計		100点

①最低基準点

100点満点中60点の評価点に満たない場合は失格となります。

②採点方法

上記【表 審査項目と審査内容及び配点】について、企画提案書類等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により評価を行います。なお、各項目の採点にあたっては、【算出方法1】の計算方法により評価点を算出します。また、審査項目のうち「提案価格」については【算出方法2】の計算方法により、評価点を算出します。

【算出方法1】

各提案者の評価点 = 評価点の総和 ÷ 評価者数

ただし、小数点第2位以下は四捨五入する。

【算出方法2】提案価格

各提案者の評価点 = $\frac{\text{各提案者の提案額}}{\text{最高提案額}} \times \text{配点}$

ただし、小数点第2位以下は四捨五入する。

8 協定の締結等

- (1) 審査結果に基づき、津山市は選定事業者との間で本事業に係る協定を締結します。協定を締結した事業者は、津山市役所庁舎の使用にかかる行政財産の目的外使用許可申請手続きを行ってください。
- (2) 協定締結日は、選定された設置事業者と協議のうえ決定します。
- (3) 協定書に貼付する収入印紙は、選定された設置事業者の負担とします。
- (4) 協定は応募者名義で行います。

9 広告掲載手続き

- (1) 広告主の募集は、設置事業者において行うものとします。
- (2) 広告を掲載する広告主及び広告内容については、事前に津山市広告審査会において承認を受ける必要がありますので、協定締結後、別途指定する日までに、広告原稿等必要な資料を提出してください。
- (3) 前項の広告審査会において、広告内容等について修正の指示を受けたときは、その指示に従ってください。

10 提案価格・電気料金の納付

- (1) 提案価格は、協定書に定める期限までに、津山市発行の納入通知書により納付していただきます。
- (2) システムに係る電気料金については、消費電力量に基づいて算出した金額とし、別途、津山市が指定する期日までに、津山市発行の納入通知書により納付していただきます。

11 応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 受付期間を過ぎて必要な書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2案以上の企画提案書が提出された場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

12 スケジュール

令和 3年 6月 3日 (木)	: 公募開始 (募集要項公表)
令和 3年 6月 11日 (金) 17時	: 質問提出〆切
令和 3年 6月 18日 (金)	: 質問回答予定 (ホームページ)
令和 3年 6月 25日 (金) 17時	: 参加申込提案書提出〆切
令和 3年 7月 2日 (金)	: プレゼンテーション審査
令和 3年 7月 上旬	: 審査結果公表 (ホームページ)

以下、設置事業者となった後のスケジュール

令和 3年 7月 上旬～中旬	: 協定締結 (協定締結後、担当課等と設置に係る協議を十分にすること)
令和 3年 10月 上旬	: 運営開始

13 お問い合わせ先

本募集要項の担当部署・お問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

津山市 総務部 財産活用課（担当：影山、久常）

〒708-8501

津山市山北520 津山市役所6階

電 話：0868-32-2122

F A X：0868-32-2039

E メール：zaisan@city.tsuyama.lg.jp